

仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局東京運輸支局、神奈川運輸支局及び千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所への人材派遣業務
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する質問書提出期限 令和7年2月14日(金) 12時00分
4. 同上提出及び回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
E-mail ktt-choudo@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和7年2月17日(月) 12時00分

仕 様 書

1. 名 称

関東運輸局東京運輸支局、神奈川運輸支局及び千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所
への人材派遣業務

2. 履行場所

東京都品川区東大井1-12-17
東京運輸支局 登録担当

神奈川県横浜市都筑区池辺町3540
神奈川運輸支局 登録担当

千葉県船橋市習志野台8-57-1
千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 登録担当

3. 派遣人数

別紙「令和7年度 派遣予定人数表」のとおり

4. 派遣労働者に求める経験及び資格

パソコンの基本機能の操作ができること。

5. 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、上記期間中、次に掲げる日を除く。

- ①土曜日及び日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日

6. 就業時間

8時30分から17時15分までの間において、休憩（12時00分から13時00分の間）1時間を除く実働7時間45分とする。

ただし、業務上必要があり指示があった場合は、所定の時間を超え勤務を命じることができるものとする。

7. 業務内容

主な業務

（1）登録事項等証明書交付業務

- ・登録事項等証明書交付請求書等の受け取り
- ・登録事項等証明書交付請求書を国に引継ぐ場合
- ・登録事項等証明書交付請求書の電子情報処理組織への入力

- ・登録事項等証明書の内容確認等
 - ・登録事項等証明書の交付
 - ・その他付随する業務
- (2) 自動車検査証等の手渡し
- ・自動車検査証等の手渡し
 - ・自動車検査標章の手渡し
 - ・封印の手渡し
 - ・その他付随する業務
- (3) 編綴関連業務
- ・申請書類一式及び請求書類一式の整理
 - ・申請書類一式及び請求書類一式の編綴
 - ・申請書類一式及び請求書類一式の搬入及び保管
 - ・その他付随する業務

8. 派遣労働者について

- (1) 派遣労働者が欠勤・遅刻又は早退の予定が明らかであるときは、事前にその日程、時間等理由を明らかにして派遣元より、派遣先指揮命令者等に連絡し許可を得る又は代替要員の配置を行うこと。なお、派遣対象日当日において遅刻、早退の把握をした場合は、当日の8時30分までに派遣先指揮命令者等に連絡し、当日の対応について協議すること。
- (2) 派遣労働者が病気などの理由により一定期間の間、勤務できない場合には、派遣元より、派遣先指揮命令者等に連絡し許可を得るとともに責任を持って代替要員を確保すること。ただし、作業の継続性から、代替要員の派遣を必要でないと発注者が判断した場合はこの限りでない。なお、派遣労働者が病気などの理由により勤務できない場合の日数等については、派遣先指揮命令者等と派遣時において調整すること。
- (3) 派遣労働者は継続して一年間の勤務が安定してできる者であることとする。ただし、以下のいずれかの事情が発生した場合には、発注者はその理由を示し、派遣労働者の交代を申し出ることができる。
- ア. 派遣労働者が業務に必要な要件を著しく欠いているとき。
 - イ. 指揮命令に従わないとき。
 - ウ. 正当な理由がなく作業を著しく遅延し又は作業に着手しないとき。
 - エ. 作業状況が著しく誠意を欠くと認められるとき。
 - オ. 派遣労働者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に抵触する可能性があるとき。
- (4) 派遣元は労働者派遣法における派遣労働者個人単位の期間制限に抵触しない者を派遣するものとし、各履行場所における派遣期間が継続（※）して3年を超えない者を派遣すること。ただし、期間制限の例外が適用されるものは

除く。

※継続には、労働者派遣が終了した後3か月以内に再び派遣する場合を含む。

9. 派遣元における教育

派遣元は派遣労働者（代替要員含む）に対し、派遣先における業務内容、業務時間、業務環境等を具体的に理解した上で派遣するとともに、機密保持に係る教育、指導等適切な措置を講じること。併せて派遣労働者は発注者の指揮命令に忠実に従い、職務の規律、秩序及び施設管理上の諸規則を遵守する旨を含め派遣すること。

10. 機密情報及び個人情報の保護

- (1) 派遣元は、派遣労働者が業務遂行に際して知り得た業務内容及び個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出しすることがないように、派遣労働者に対し守秘義務を遵守させるために必要な措置を講じること。なお、本守秘義務は派遣期間終了後においても継続する。
- (2) 派遣元は、派遣労働者が業務遂行に際して知り得た個人情報等を漏洩したときは、速やかに次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア. 発注者へ報告を行うこと。
 - イ. 被害拡大の防止を図ること。
 - ウ. 原因の究明を行うこと。
 - エ. 再発防止の対策を講じること。

11. 情報管理体制

- (1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、担当部課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当部課の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

12. 連絡窓口（派遣元業務責任者）の設置

派遣元は、本業務の実施を円滑に行うため、「連絡窓口（派遣元業務責任者）」を設置する。派遣元業務責任者は、発注者との綿密な連絡調整及び本業務の実施に際し必要となる作業に当たるものとする。

13. 派遣先指揮命令者

- (1) 派遣労働者に対し、発注者における業務命令を行う者（派遣先指揮命令者）を設置することとする。
 - ・ 東京運輸支局、神奈川運輸支局…次席運輸企画専門官
 - ・ 千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所…首席運輸企画専門官
- (2) 派遣労働者は、派遣先指揮命令者又は派遣先指揮命令者が適宜指名する者（派遣先指揮命令者等）の指揮命令に従い、業務を行うものとする。

14. 監督職員及び検査職員

本件業務の監督職員は以下のとおりとする。

- ・ 東京運輸支局 …運輸企画専門官
- ・ 神奈川運輸支局…運輸企画専門官
- ・ 千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所…運輸企画専門官

本件業務の検査職員は以下のとおりとする。

- ・ 東京運輸支局 …首席運輸企画専門官
- ・ 神奈川運輸支局…首席運輸企画専門官
- ・ 千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所…首席運輸企画専門官

15. 報告

- (1) 派遣労働者は毎日の業務終了後、出勤及び勤務時間の確認を派遣先指揮命令者又はその他指示する者により受けること。
- (2) 報告書の様式については月単位でまとめることができる様式とし、派遣労働

者から派遣元に報告すること。

- (3) 派遣先指揮命令者等が本業務の実施について必要と認めた時は、業務状況の報告を求めることができる。

16. 支払

- (1) 派遣元は「15. 報告（2）」で提出を受けた報告書を元に、発注者へ請求を行うものとする。
- (2) 従事した時間に対し時間当たり単価を乗じた額を支払うものとする。
- (3) 超過勤務を行った場合
 - I) 就業時間と超過勤務時間を加算して8時間以内の場合
 - 1時間あたりの金額に超過した業務時間数を乗じて算出するものとする。
 - II) 就業時間と超過勤務時間を加算して8時間を超える場合
 - 8時間を超える場合については、1時間あたりの単価の100分の125で算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）に超過した業務時間数を乗じて算出するものとする。なお、深夜（22時以降翌朝5時まで）については、1時間あたり100分の150とする（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）。
 - III) 超過した時間数の算出にあたっては、1日の超過勤務時間数が30分未満は切捨て、30分以上は切り上げるものとし、日毎に時間単位で算出し、1ヶ月分をとりまとめるものとする。
- (4) 欠勤や遅刻、早退等により就業時間の全部または一部を勤務しなかった場合は、その時間に対応する支払は行わないものとする。なお、算定に当たっては1時間あたりの額（1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）として算出し、勤務しなかった時間が1時間以下を1時間とする。なお、1時間を超え、2時間以下の場合は2時間とし、以後同様に算出する。

17. 再委託の禁止

本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

18. 法令遵守

業務に従事する者については、「労働基準法・最低賃金法・労働者派遣法」等労働者を雇用する上で必要な法令に違反していないこと。

19. 留意事項

- (1) 作業は発注者の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜打合せを行い、業務の調整を行うものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、発注者と派遣元が協議して決定するものとする。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※ 情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者(※1)	A					
情報取扱管理者(※2)	B					
	C					
業務従事者(※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 本業務における情報取扱の全てに責任を有する者。

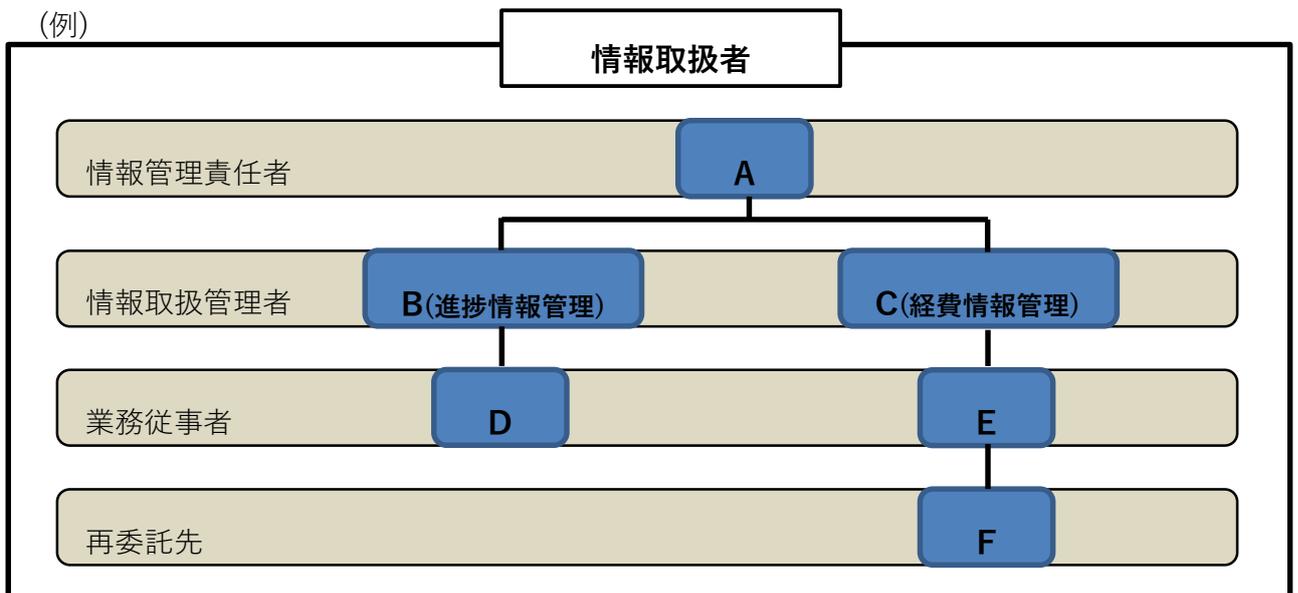
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※ このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること。(再委託先も含む。)

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認出来ることを担当部課が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載内容を確認するため追加で資料を求める場合がある。

令和7年度 派遣予定人数表

別紙

習志野自動車検査登録事務所

4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日		合計	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		42	
5月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	40	
6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	合計		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		42	
7月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	44	
8月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	40	
9月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	合計		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		40	
10月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	44	
11月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	合計		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		36	
12月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	40	
1月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	38	
2月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日			合計		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				36	
3月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計	年間合計
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	42	484